

(2) 試験研究を行った場合の
特別税額控除制度の特例★

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、次のとおり特例措置が講じられることとなります。

① 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度

税額控除の適用を受けることができる限度額が当期の法人税額の30%（現行20%）相当額に引き上げられます。

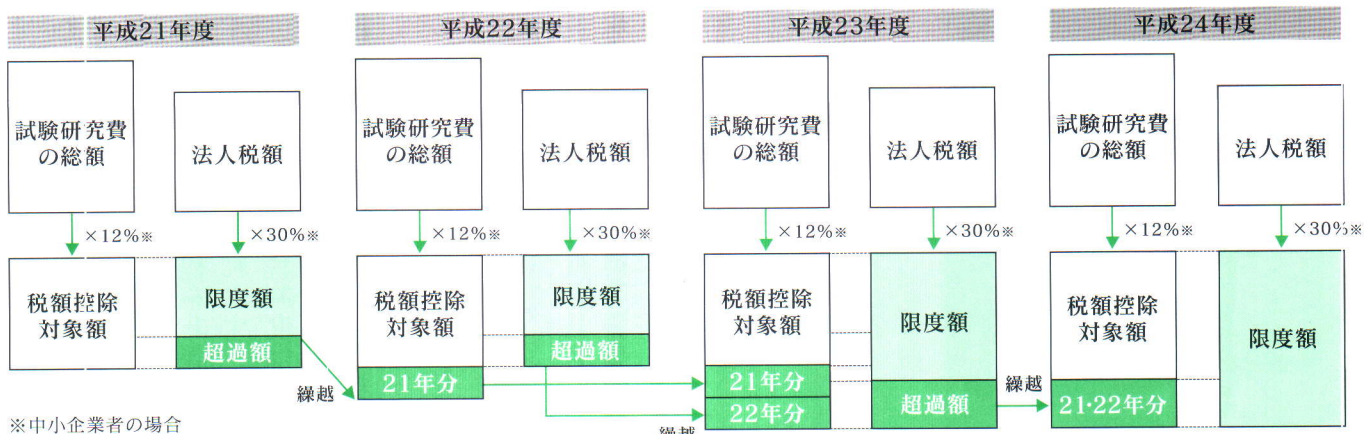
② 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度

税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされます。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%相当額とされます。

③ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度

税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされます。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%相当額とされます。

※試験研究費の総額に係る制度と別枠で設けられている試験研究費の増加額に係る税額控除制度等と合わせると法人税額の40%が限度額となります。



(3) 交際費等の
損金不算入制度★

交際費等の損金不算入制度について、資本金の額が1億円以下である法人に係る定額控除限度額が6百万円（現行4百万円）に引き上げられることとなります。

右記の改正は、法人の平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

